

青森県報

第三千七百五十九号

平成二十五年
十月二十一日
(月曜日)

目次

告 示

対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止	……………	(自然保護課)	…
生活保護法による介護機関の指定	……………	(健康福祉課)	…
右 同	……………	(同)	…
右 同	……………	(同)	…
特定行為業務の登録	……………	(高齢福祉課)	…
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	……………	(民生生活課)	…
正 誤	……………	(文化課)	…
平成二十五年一月九日定例公告中	……………	(商工政策課)	…

告 示

青森県告示第七百四十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十二条第二項の規定により次のとおり対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する。

平成二十五年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 捕獲等を禁止する対象狩猟鳥獣の種類

オスギ及びオスヤマドリ

二 捕獲等を禁止する区域

青森県一円

三 捕獲等を禁止する期間

平成二十五年十一月一日から平成三十年十月三十一日までの間において毎年一月十六日から二月十五日まで

青森県告示第七百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者		名称	居宅介護事業所		指定年月日
	主たる事務所の所在地	居宅介護の種類		名称	所在地	
医療法人メロニカルケア	八戸市大字八幡字下樋田一の四幡	訪問看護	やわたクリ	八戸市大字八幡字下樋田一の四幡	平成 二五 六 一	
"	"	居宅療養管理指導	"	"	"	
株式会社杏苑	黒石市大字牡丹平字福民西七四の二二	訪問看護	訪問看護ステーションあんずの里	黒石市大字牡丹平字福民西七四の二二	二五 七 二五	
合同会社オウル	八戸市大字十の九市字長根一九の九	訪問看護	ヘルパーステーションふくろう	八戸市吹上一丁八の三一東誠会館一階	二五 六 二五	
株式会社らぼーるけあ	八戸市柏崎四丁目一六の二九	通所介護	デイサービス真ごころ	八戸市柏崎四丁目一六の二九	二五 八 一	

医療法人 龍仁会	黒石市大字前町一五	訪問介護	ヘルパーステーション かまぐら	黒石市大字前町一五	二五 七一
有限会社 佐藤機器	弘前市大字安原三丁目八の一	"	ヘルパーステーション ひなた	五所川原市字雑田一五九の一	二五 八一
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目四の一	"	アースサポート 十和田	十和田市穂並町一六の四六	二五 七一
社会福祉法人 青森福祉振興団	むつ市十二林一の一三	通所リハビリテーション	みちのくデイケアセンター	むつ市十二林一七の一	二五 八一
有限会社 楓プロジェクト	上北郡六戸町大字大落瀬字堀切五沢六〇の一〇五	訪問介護	訪問介護事業所 かえで	上北郡六戸町大字大落瀬字柴山五五の四二五	二五 二一
有限会社 ケア・サポート三沢	三沢市大字三沢〇字南山八五の一	認知症対応型共同生活介護	グループホーム 赤とんぼ花園	三沢市花園町一丁目五の一六	二五 七一

青森県告示第七百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年十月二十一日

青森県知事 三村 申吾

居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	指定年月日
名称	名称	
主たる事務所の所在地	所在地	
まっすぐ介護合同会社	めぐりセンター	平成二五 六 二五
つがる市木造浮巢六の五	八つがる市木造末広一	

合同会社 かはし	三戸郡南部町大字大向字泉山道九の九五	居宅介護支援事業所	三戸郡南部町大字大向字泉山道九の九五	二五 五一
有限会社 楓プロジェクト	上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢六〇の一〇五五	居宅介護支援事業所	上北郡六戸町大字犬落瀬字柴山五五の四二五	二五 二一

青森県告示第七百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年十月二十一日

青森県知事 三村 申吾

介護予防事業の種類	介護予防事業所	指定年月日
名称	名称	
主たる事務所の所在地	所在地	
医療法人 メディカルアロマ	八戸市大字八幡字下樋田一の四	平成二五 六 二一
"	"	"
株式会社 杏苑	黒石市大字牡丹平字福民西七四の二二	二五 七一
有限会社 三楽会	弘前市大字浜の二丁目四の一	二五 七一
社会福祉法人 人まほるば	八戸市小中野八丁目八の八	"
合同会社 ウル	八戸市大字十日市字長根一九の九	二五 六 二五

株式会社らぼーるけあ	八戸市柏崎四丁目一六の二九	介護予防通所介護	デイサービスセンター 真こころ	八戸市柏崎四丁目一六の二九	二五 八 一
医療法人 龍仁会	黒石市大字前町一五	介護予防訪問介護	ヘルパーステーション かまぐら	黒石市大字前町一五	二五 七 一
有限会社 藤器機	弘前市大字安原三丁目八の一	"	ヘルパーステーション ひなた	五所川原市字難田一五九の一	二五 八 一
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目四の一	"	アースサポート 十和田市 一六の四六	一六の四六	二五 七 一
社会福祉法人 青森福祉振興団	むつ市十二林一の一三	介護予防通所リハビリテーション	みちのくセンター タイ	むつ市十二林一七の一	二五 八 一
有限会社 プロジェク	上北郡六戸町大字大瀨字六〇の五	介護予防訪問介護	訪問介護事業所 かの森	上北郡六戸町大字大瀨字柴山五五の四二五	二五 二 一
有限会社 ケア・サポート	三沢市大字三沢字南山八五の一	介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホーム ぼたん園	三沢市花園町一丁目五の一六	二五 七 一

青森県告示第七百四十五号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十五年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇二二〇〇一	登記年月日	平成二五 七 一	氏名又は名称	医療法人 南六会	住所	八戸市小野の五丁目四二	事業名称	介護老人施設 南郷エールプラザ	所在地	八戸市南区大字阿字庄内一五	業務開始年月日	平成二五 七 一	備考	介護老人施設
------	--------	-------	----------	--------	----------	----	-------------	------	-----------------	-----	---------------	---------	----------	----	--------

〇二二〇〇一	"	医療法人 南六会	八戸市小野の五丁目四二	介護老人施設 南郷エールプラザ	八戸市南区大字阿字庄内一五	"	短期介護施設 介護予防
〇二二〇〇一	"	医療法人 南六会	八戸市小野の五丁目四二	介護老人施設 南郷エールプラザ	八戸市南区大字阿字庄内一五	"	短期介護施設 介護予防

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 申請のあつた年月日
平成二十五年十月二日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 義将
- 代表者の氏名
宮本 和明
- 主たる事務所の所在地
八戸市長苗代二丁目一九の五
- 定款に記載された目的
この法人は、地域住民及び地域外からの移住者に対して、主に理容・美容業に関する事業を行い、事業を通じて福祉及び、地域の活性化に寄与することを目的とする。

正

誤

平成 三 三 八 号	発行年月日 発行番号
公 告	区 分
四	ペ ー ジ
上	段
表 中	行
の二 代表取締役 岡藤一朗	誤 有限会社三鈴 東京都渋谷区代々木二丁目一
の二 代表取締役 岡藤一朗	正 株式会社三鈴 東京都渋谷区代々木二丁目一

商 工 政 策 課

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭